

大正期から昭和初期における銀行合同と支店網形成 —岡山・新潟・長野の3県を事例として—

The factor and result of local bank combination in Taisho Era and Showa Era

川崎 俊郎

福島工業高等専門学校、一般教科

Toshio Kawasaki

Fukushima National College of Technology, Department of general education

(平成20年9月26日受理)

The purpose of this paper is the explanation of the factor of local bank combination in Taisho Era and Showa Era. Local bank combination differed with every prefecture. Territory to combine local banks and prefecture did not necessarily match when government induce local banks to combine mutually. The difference of local bank combination with every prefecture was the result of following reasons. In those days, local banks usually were exclusion. The interested party of local banks influenced judgment for combination. The prefectoral governments and the managers of branches of Nippon Ginko respected the judgments.

Key words: local bank combination, exclusion by locality, interested party of local banks,
OKAYAMA prefecture, NAGANO prefecture, NIIGATA prefecture

1. 問題の所在と報告の目的

本報告では、第一次世界大戦(1914～18)以降、地方合同と地域的な銀行支店網が形成されていく具体例を通じて、地方銀行経営者、地域住民及び地方行政担当者による銀行の地方的合同と支店網形成に対する評価を明らかにすることを目的とする。

上記のような目的を設けた理由は以下の通りである。銀行制度そのものは1880年にはすでに各地に導入され、国立銀行をはじめ、多数の銀行が設立された。1890年代には全国的に銀行制度が定着したが、同時にその大多数は弱小銀行であり、いくつかの地域においては乱立による過当競争が問題となつたほか、預金者や株主の権利保障の弱さを逆用した悪質な銀行経営もみられるようになつた。1900年代になると銀行の資本金、地理的な営業範囲の拡大と経営組織の近代化(西欧化)を求める意見が財界および官界より出されるようになった¹。

近代的な銀行経営のモデルとして取り上げられたのが、ひとつはイギリス式大銀行主義²と呼ばれるものであった。このモデルは巨額の資本金を有する銀行が全国に支店網を持つもので、全国での銀行数(法人数)は10行未満となる。この制度を取り入れている国としては当時イギリスのほかカナダがあった。もうひとつは地方分散型と呼ばれるものであり、代表的な国はアメリカであった。後者のモデルでは、各地に無支店の銀行を多数設立させ、これらをコール市場などで結びつけるものであった³。ただ、1900年代の時点では弱小銀行の整理・統合はほとんど進まなかつた。第一次世界大戦(1914～

18)による日本経済の拡大は、地方においても投資を盛んにし、資金需要を高めた。預金獲得と融資拠点を確保する意味で支店の拡大は、地方銀行にとって重要な課題となつた。とくに農村部に基盤を持つ銀行ほど、町村レベルでの支店設置を行う必要があつた。この結果、それまで零細な経営規模であった地方銀行は資本金と支店網の拡大をおこない、郡市レベルを範囲とする支店網形成が進んだ。さらに大戦終了後の反動恐慌(1920)以降、支店新設を禁止する法令措置がとられたことが影響し、銀行合併による支店網の形成はさらに進んだ。また各府県レベルでの中位銀行同士の競争が激化し、本店を県庁所在地都市におく県内有力銀行とそれ以外の地方銀行(郡部の銀行)の格差が拡大した。日銀からの短期貸出枠を獲得するにも、資本規模と支店数は重要であり、短期貸出枠の有無は地方銀行間の競争に大きな意味があつた⁴。

上記のような変化と平行して、1920年代になって銀行の資本金、地理的な営業範囲の拡大と経営組織の近代化(西欧化)の政策は強制力を伴つて進められるようになった。第3の銀行近代化モデルとしての「一県一行」主義は、上記のような地方での支店網形成を利用する形で作られた。このモデルでは東京や大阪に本店を置く財閥系銀行=都市銀行とそれ以外の各地方の銀行=地方銀行を分け、前者については地方銀行の買収や合併を規制する一方、地方銀行同士に関しては府県単位での銀行合同を進め、各府県に2～3行程度の銀行を残すとするものであった。こうした政策が立案されたのは、財閥系

銀行や大蔵省内部では、銀行の経営基盤を農業（農村）から工業（都市）へと移し、地方銀行を最終的に都市銀行に合併させるという構想が存在した一方で、政友会を中心とした政党政治家や地方官からは地方産業＝農村における諸産業の保護・育成を理由に、地方銀行の存続が強く主張されたからである⁵。

このように、1910年代以降の地域レベルでの支店網形成は、一方で地方の資本主義化の進行と対応し、これに基づき持つ政治家や地方官の支持を得ていたのと同時に、他方では合併をうじての銀行統制の基礎を提供していた。そこで目的に掲げたように、地方銀行による地域レベルでの支店網形成のプロセスとその影響について、事例研究を通じて当事者である地方銀行経営者と地域住民や地方行政担当者の認識と評価を解明していくことにした。

2. 銀行合同による支店網形成

2.1. 地方における銀行合同

1910年代以降、地方における支店網形成を拡大させた要因のひとつが銀行合同であった。しかし、府県によって銀行合同が進んだ府県と遅かった府県があった。また銀行合同を受け入れた府県と、合同以外のあり方を目指した府県もあり、その対応は均一ではなかった⁶。そこで、銀行合同による支店網形成に特徴のあった府県を取り上げ、それぞれの銀行合同、および銀行合同による支店網形成の共通点と相違点をまず明らかにしたい。事例として取り上げるのは、岡山県、新潟県、長野県の3つである。

事例として取り上げた理由は次のとおりである。岡山県の地方は銀行合同に積極的であり、1910年代には岡山に本店を置く第一合同銀行と、津山に本店をおく山陽銀行が成立し、県内における支店展開と銀行合同を進めていた。そこで岡山県を銀行合同に支店網形成に積極的な府県の代表として取り上げた⁷。つぎに新潟県は、銀行合同への対応が遅い府県のひとつであり、1920年代まで地方銀行の乱立が続いた。しかし1930年代になると、地域ごとの合併が進み、一定の支店網が形成された。同時に1930年代からの「一県一行主義」に対しては、地域単位の支店網・銀行の営業圏を主張して、これを受容しなかった県である。ある意味で銀行合同政策を利用しつつ、地域利害を優先した県といえる⁸。最後の長野県は、新潟県同様、銀行の乱立状態が1920年代まで続いた県である。そして銀行合同の失敗により、1943年の金融統制令まで銀行合同が完了しなかった県である。また、合同政策に対する地方銀行の対応も多様であり、

銀行合同による支店網拡大だけが地方銀行存続の条件ではないことを示す事例としてとりあげた⁹。

比較を行った時期は、①1923年（大正12年）～1927年（昭和2年）、②1928年～1932年（昭和7年）、1933年～1943年（昭和18年）の3つの期間である。①の時期は大蔵省、日本銀行による銀行合同政策が本格的に着手され、新規設立の原則禁止、支店新設も大幅な制限を加えられた時期にあたる。各府県もこうした政策を具体化するために府県単位や市郡単位の銀行協議会などを設けた。②の時期は、1927年から銀行業の資本金制限や兼業禁止を明文化した銀行法が制定され、これまでの銀行合同政策が法制化された。地方銀行は1932年までに銀行合同などにより適法資格を獲得する必要があった。最後の③の期間は、銀行法による無資格銀行淘汰が進んだ後、金融統制令による強制合併までに銀行合同がどれだけ進んだかを示すことになる。これは銀行合同の最終的な形態となる「一県一行主義」に、それぞれの県の銀行が従ったかどうかをあらわすことにもなる。

岡山県の銀行合同における銀行合同の推移を図1に示した。まず、①期の1923年～1927年において、岡山県では、すでに銀行合同が進み、県内の銀行数はあまり多くない。これは1919年（大正9年）に倉敷銀行を中心に6行の銀行が合併を行って第一合同銀行を設立し、その後も銀行合同が比較的順調に進んだからである。この期間、岡山、倉敷、津山といった主要都市においては、②期まで存続する銀行と、この期間に合併する銀行が混在している。これら主要都市の隣接地域、足守や総社、藤戸、加美といった地域や、新見、落合といった地方の中心地に立地する銀行は、同期間に合併する特徴がある。逆に日生、芳井、大原といった中心都市や地方の中心地から離れた地域の銀行は合併せずに存続している。

次の②1928年～1932年における銀行合同の状況はどうであろうか。まず県内の大半の銀行が合併している。存続銀行は岡山のほかは、早島と日生に限られている。このことから事実上、岡山市を中心とした県内銀行の合同が成立していたといえる。

最後に1933年～1943年の③の期間においては、前の時期と大きな変化は無い。最後まで残っていた早島の銀行もこの期間に合併している。例外としては、日生の銀行が業種転換（農事会社）をおこない、経営の継続を選んでいる¹⁰。

図2に①～③の期間における新潟県の銀行合同を示した。①の1923年～1927年においては、各地の銀行が存続しており、銀行合同は刈羽郡、三島郡の一部と、佐渡郡（佐渡島）において確認できるのみである。とくに

西蒲原郡、南蒲原郡、古志郡などは、同一町村内に複数の銀行が本店を構える事例も見られ、乱立状況といえる。同様の傾向は、西頸城郡や中頸城郡でも確認できる。逆に東蒲原郡や岩船郡には銀行が少數しか存在せず、同一県内における銀行分布の偏りが確認できる。

次に 1928 年～1932 年の②の期間では、銀行合同はどういうに進んだであろうか。まず、西蒲原郡、南蒲原郡を中心に銀行合同が進んだ。中魚沼、南魚沼両郡でも同様の傾向が見られる。西頸城郡、中頸城郡でも合同が進んだが、ここでは富山県の銀行に合同する事例も確認できる。次の期間まで存続した銀行は、新潟市、長岡市、柏崎町、高田市など、県内の中心都市に限られるようになつた。ただ、東頸城郡など、交通の便が悪い地域では、存続する銀行がみられた。

③1933 年～1943 年の期間における合同状況は、前の期間に残っていた銀行の大半が合同し、新潟市、長岡市、高田市といった中心都市に立地する銀行だけが存続していた。ただ、一部の銀行は依然として合同していない状況にあった。新潟県における銀行合同は、全体から見れば、進んだものの、岡山県のように主要都市（特に県庁所在地）の銀行だけが存続するという状況には至らなかつた。

長野県の銀行合同は、前出 2 つの県と比較して、複雑な様相を示している（図 3）。まず、1923 年～1927 年の①の期間において、北信、東信地域で一部に合併する銀行が見られるが、多くは次の期間まで存続する銀行であった。その結果、北信、東信地域には銀行が多数立地しており、過当競争といえる状況である。似たような状況は松本から大町にかけての中信地域にも見られた。一方で、諏訪から飯田にかけての南信地域は地方都市ごとに銀行の立地が見られ、期間内に合併する銀行はほとんど無かつた。同時に、この期間に解散や営業停止をする銀行（7 行）がみられた。県内の地域的な差異は認められない。

②の 1928 年～1932 年の期間の特徴はつぎのようになる。最初に、この期間に東信、北信、中信の 3 地域では銀行合同が進み、長野や松本、上田といった中心都市に立地する銀行間でも合同が進められた。ただし諏訪から飯田にかけての南信地域はこの合同の動きから外れていた。上記の地域では合同と同時に銀行の解散、廃業も多數見られた（16 行）。この期間の解散銀行の 9 割近くが、これらの地域に集中している。

そして、③1933 年～1943 年の期間になると、銀行法による猶予期間を過ぎた後の合併は、ほとんど進まず、金融統制令までは県内の銀行同士で積極的に合同しよ

うとする動きは無かつたといえる。業種転換によって経営の存続を図る事例が 4 件見られる。地域的には東信、北信、中信の 3 地域に 3 件見られるが、地域的な偏りというほどでもない。

長野県の場合、新潟県と並んで銀行合同が全県域に及ぶことはなく、金融統制令まで中小銀行が存続することになった。同時に解散や廃業といった経営を断念する銀行が多く見られる一方で、①～③の期間を通じて 7 行の銀行が商事会社などに転業し、企業組織の存続を図っていた¹¹。これは長野県に見られる大きな特徴である。

合併の進行状況が一様でなかった原因是複数考えられるが、これまであまり指摘されてこなかった原因のひとつに、県域の大小が要因として挙げられる。この場合、県域の大小は、府県の面積とともに、中心都市（県庁所在地）を中心とする距離関係が重要であったと思われる。岡山県の場合、中心都市の岡山から半径 50km の範囲でほぼ県域をおさめることができる一方、新潟県や長野県ではこれができるない（後述）。このため複数の中心都市が併存する状況が形成された。そして、複数の中心都市が併存したこと、それぞれの都市を中心とした銀行合同の枠組みがつくられ、これが府県内の銀行合同の地域差を生む要因となった可能性が高い。

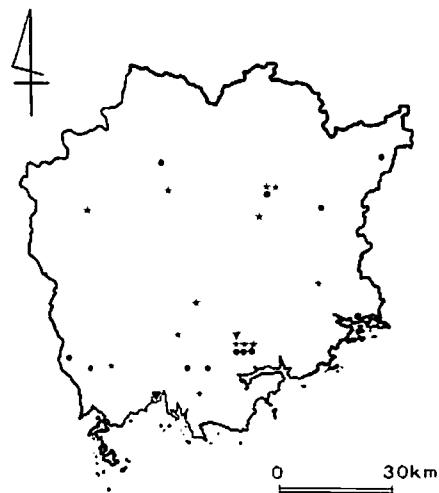
2.2. 銀行合同と支店網形成

つぎに岡山県、新潟県、長野県の代表的な銀行をそれぞれ 1 つ取り上げ、それぞれの支店配置と銀行合同の特徴から、銀行合同による支店網形成が持っていた意味を考えることにする。

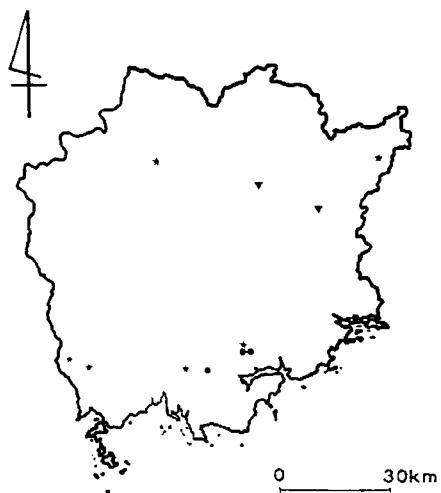
a. 第一合同銀行の場合

岡山県には、明治前期より第二十二国立銀行（本店、岡山市船着町）と第八十六国立銀行（本店、上房郡高梁町）の 2 つの国立銀行があった。このうち第二十二国立銀行は、1901 年（明治 34 年）には安田銀行の資本協力をうけ、同行の系列銀行となっていた。また第八十六国立銀行は、資本規模が小さく、かつ本店が高梁にあったので、岡山県全体の資金需要にこたえられるだけの銀行ではなかった。そこで明治末から県内資本による有力銀行の設立がのぞまれるようになり、第一合同銀行の設立を促すこととなつた¹²。

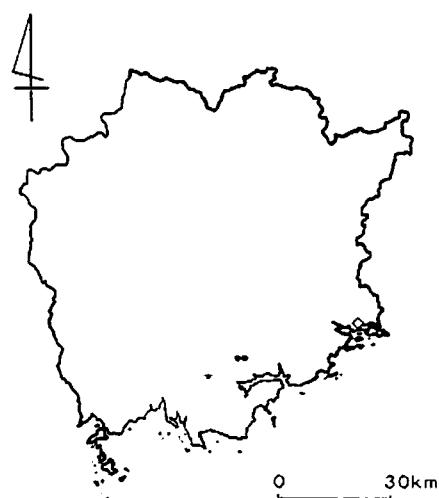
第一合同銀行は 1919 年（大正 8 年）に、倉敷銀行をはじめとする 6 行の地方銀行が合同して設立された銀行である。当時、大蔵省や日本銀行では、地方の小規模な銀行の合同を奨励しており、第一合同銀行は、こうした地方の銀行合同のさきがけとして岡山県や大蔵省などの支援と協力を得て成立した。第一合同銀行にむけての 6 行合併推進役の一人が大原孫三郎であった。大原は、



A: 1923～1927 年における岡山県の本店銀行立地
資料：銀行総覧第 30～34 回



B: 1928～1932 年における岡山県の本店銀行立地
資料：銀行総覧第 35～39 回

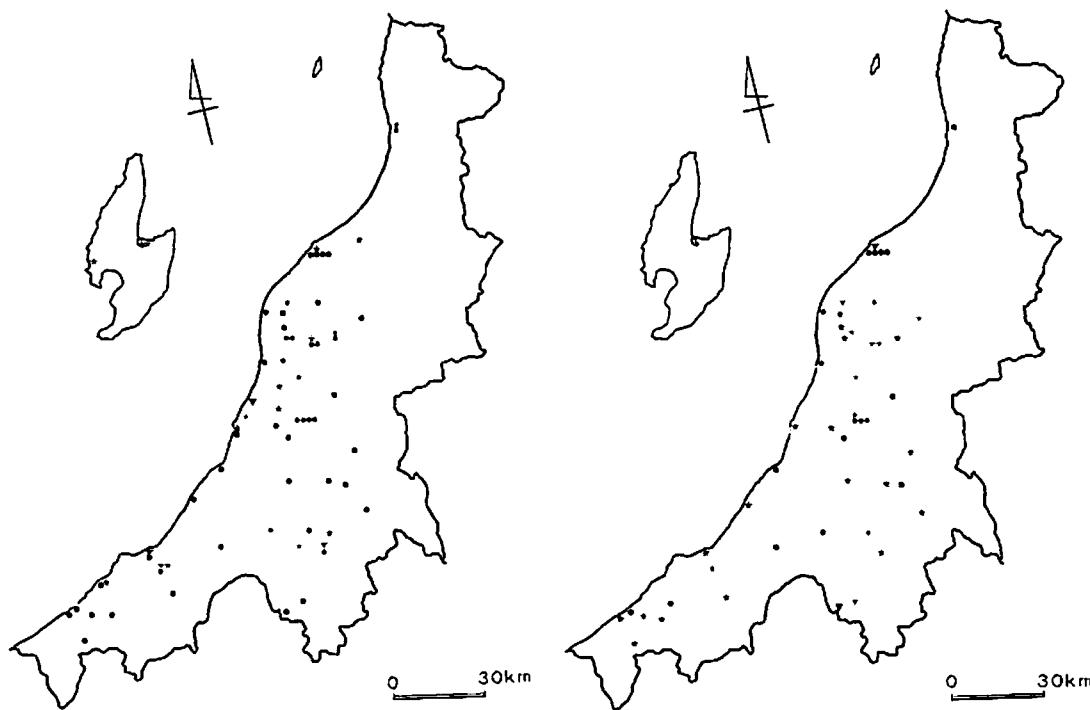


C: 1933～1943 年における岡山県の本店銀行立地
資料：銀行総覧第 40～50 回

凡例

- それぞれの当該期間中、存続していた銀行
- ★ それぞれの当該期間中に、合併した銀行
- ▼ それぞれの当該期間中に、廃業、解散または破産した銀行
- ◇ それぞれの当該期間中に、商事会社などの他業種に転換した銀行

図 1 1923 年から 1943 年における岡山県の銀行合同と本店銀行の立地

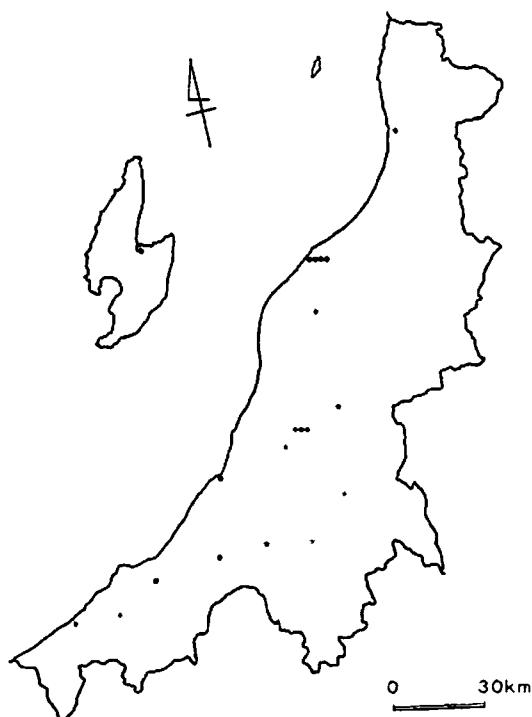


A:1923～1927年における新潟県の本店銀行立地

資料：銀行総覧第30～34回

B:1928～1932年における新潟県の本店銀行立地

資料：銀行総覧第35～39回



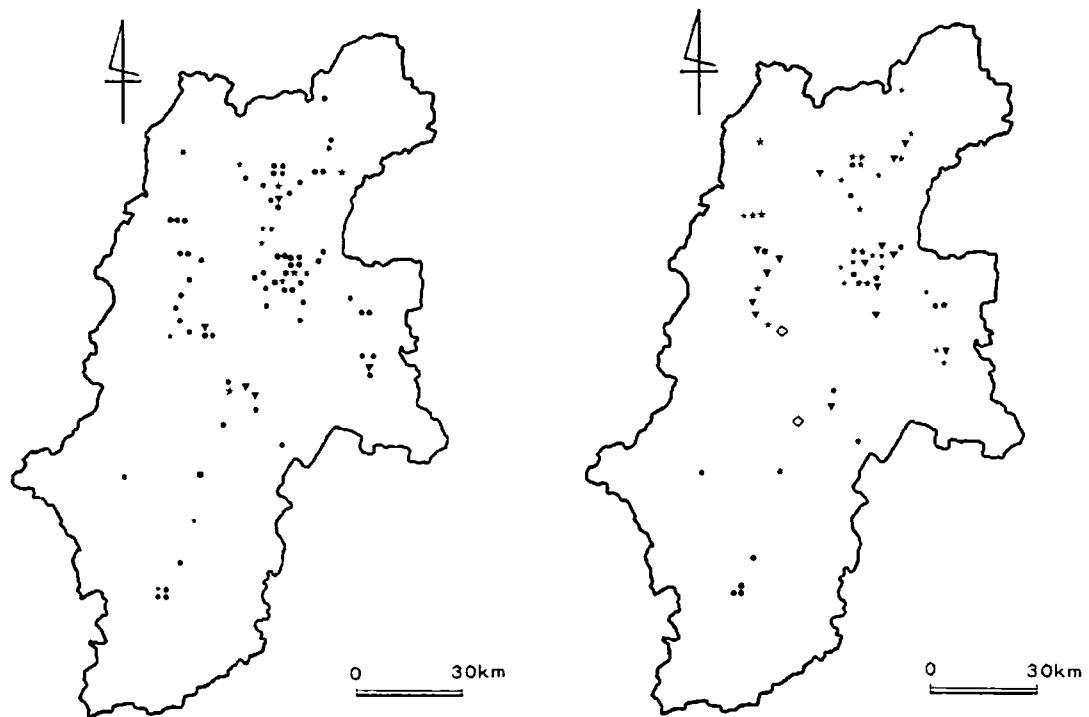
C:1933～1943年における新潟県の本店銀行立地

資料：銀行総覧第40～50回

凡例

- それぞれの当該期間中、存続していた銀行
- ★ それぞれの当該期間中に、合併した銀行
- ▼ それぞれの当該期間中に、廃業、解散または破産した銀行
- ◇ それぞれの当該期間中に、商事会社などの他業種に転換した銀行

図2 1923年から1943年における新潟県の銀行合同と本店銀行の立地

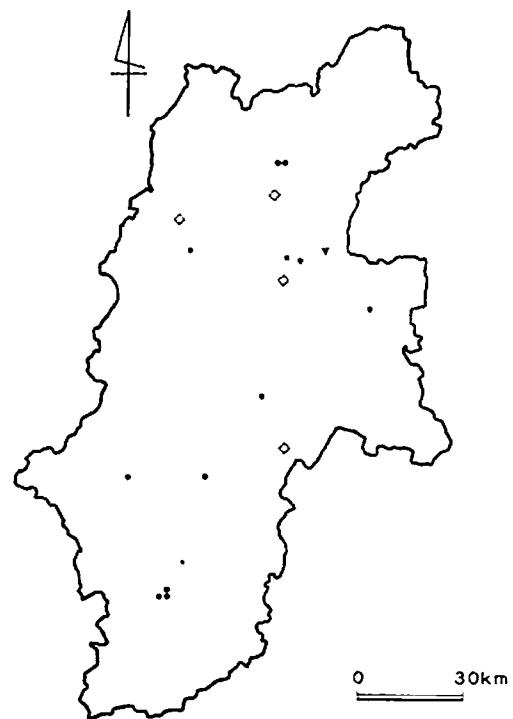


A:1923～1927年における長野県の本店銀行立地

資料：銀行総覧第30～34回

B:1928～1932年における長野県の本店銀行立地

資料：銀行総覧35～39回



C:1933～1943年における長野県の本店銀行立地

資料：銀行総覧第40～50回

凡例

- それぞれの当該期間中、存続していた銀行
- ★ それぞれの当該期間中に、合併した銀行
- ▼ それぞれの当該期間中に、廃業、解散または破産した銀行
- ◇ それぞれの当該期間中に、商事会社などの他業種に転換した銀行

図3 1923年から1943年における長野県の銀行合同と本店銀行の立地

はやくから都市銀行経営者や日銀幹部と知己の関係にあり、支店網拡大による預金の集中と、合理的な資金運用に理解があったとされる。また大原の実家が紡績業を経営しており、原綿の国際相場や綿糸の国内・海外価格の動きに敏感であったことも銀行合同を受け入れる素地になったと推察される。

図4に1919年から1930年までの第一合同銀行の本店および支店の位置について、開設時期を分けて示した。まず、6行合併時の店舗は、笠岡、倉敷、岡山といった岡山県の県南地域主要都市と、その周囲の市街地に多く配置されていた。これは合併の対象となった6行が、こうした県南地域における中小規模の銀行であり、これらの本支店がそのまま継承されたからである。

つぎに、地方銀行の合併が奨励されたものの、強制力の弱い段階（1910～1922）における第一合同銀行の支店展開をみると次のような特徴がある。まず、県北の新見や落合といった都市に新規出店を行っている。同時に津山や林野など美作地方の銀行を買収して、この地域にも支店を拡大している。この結果、この期間に高梁や総社など、県内の主要都市のほとんどに支店を開設することになった。これは第一合同銀行が銀行合同政策を利用しつつ、岡山県全域を営業圏とする支店戦略をとっていたことを示している。

1923年より、銀行合同が積極的に進められるようになってからの第一合同銀行の支店展開と銀行合同はどういう特徴があったのか。まず、県外銀行の積極的な買収である。対象となったのは香川県の銀行、広島県の福山や尾道に基盤を持つ銀行、そして兵庫県の姫路の銀行であった。この結果、1930年時点で、広島県に7支店、香川県に4支店、兵庫県に1支店を持つようになった。岡山県内については、県南地域への支店展開を中心とし、井原や成羽などの小市街地への支店展開が特徴であった。

第一合同銀行の支店展開と銀行合同の特徴は次のようにまとめられる。まず6行合併時の店舗配置からは、明治期から大正期にかけての地方銀行の営業範囲の狭さと、過密さが読みよれる。合併以前に対象となった6行のいずれもが遠隔地に支店を有していないことも前述の内容を裏付ける。同時に経営陣の意思が統一されれば、それまでとは異なった広範囲の営業圏確立に経営方針を転換できることも示している。とくに岡山から倉敷、笠岡、県境を越えて福山、尾道といった山陽道の主要都市に次々に支店を展開させたことは、地方銀行による営業圏の広域化の典型といえる。しかし、県外支店の合計が12店舗であったのに対して、岡山県の県北地

域における支店展開がその半分程度の5店舗にとどまつたということは、地方銀行経営者にとって、府県領域はあまり重要ではなかったといえる。この点は大蔵省や日本銀行、さらには各府県が奨励した「地方的合同」と地方銀行経営者の「合同」や地城市場圏の認識にはずれがあったことを現している。

b. 六十九銀行の場合

つぎに、新潟県の事例をとりあげる。新潟県は、1943年の金融統制令による「一県一行」が成立しなかつた府県のひとつであり、現在でも新潟市に本店を置く第四銀行と長岡市に本店を置く北越銀行の2つの地方銀行がある。新潟県が一県二行の体制となったのは、銀行合同が奨励された1910年以降の、同県における銀行合同に原因がある。

新潟県は県域が広く、現在でも県内を上越、中越、下越の3地域に分けることが多い。また、新潟県は明治期から大正期にかけて銀行数の多い府県のひとつであり、銀行合同による中小銀行の整理と、広域の営業圏を持つ銀行の設立が期待される府県のひとつであった。大正期になると、大蔵省は上越、中越、下越の3地域でそれぞれ銀行合同を行うように奨励したが、具体的な合併はあまり進まなかった。昭和期になっても全県を営業圏とする銀行は成立せず、銀行合同は低調であった。全県レベルの合併が進まなかつた原因のひとつが、長岡市に本店を置く長岡銀行、六十九銀行と新潟市に本店を置く第四銀行との合併が不調であったためである。とくに六十九銀行、長岡銀行は合併反対の立場をとり、長岡市議会や長岡の各種商工団体も合併には同様の方針を表明した。戦時体制が強化された1943年、長岡市出身の政治家や有力者の働きかけもあり、大蔵省は最終的に金融統制令による一県一行をとりさげた。そこで、ここでは北越銀行の前身である六十九銀行の支店展開と銀行合同の事例から、なぜ一県二行の基盤が作られたかをみていくことにする。

図5は大正期以降（における六十九銀行の支店展開と銀行合同を示したものである¹³。支店開設、銀行合同の時期に対応して、図の凡例を変えてある。まず1909年までの支店展開は第一銀行から譲り受けた新潟支店1つのみであり、六十九銀行は支店展開に消極的な銀行であった。同時期に岡山の第一合同銀行が成立したのとは対照的である。地方銀行の合併奨励の強制力が弱い段階（1910～1922）における支店展開も規模が小さく、長岡市内に3店舗の新設をみるととどまつた。この点で大正期までの六十九銀行の経営方針は、拠点主義であり広域の営業圏をほとんど意識していなかつたといえる。しか

し、銀行合同が事実上強制されるようになった。1923年から1932年までの期間においては、一転して銀行合による支店拡大をすすめるようになる。この時期、支店展開の中心となったのは、三島郡、南蒲原郡、西蒲原郡の中小都市であり、それぞれの都市に立地していた中小銀行を買収する形で支店開設がすすめられた。買収の対象となった銀行は、かならずしも経営状態が悪いわけではなく、むしろ局地的な金融活動を通じて堅実な経営内容を残している銀行もあった。しかし1927年公布の銀行法による資本金制限などにより合併に踏み切る銀行が多くみられた。こうした傾向は銀行法による強制合併が一段落した1933年以降も続き、金融統制令による強制合併前までに7店舗が合併によって開設された。この時期は中魚沼郡と古志郡の中小銀行が対象であり、結果として六十九銀行は中越地方（三島郡、刈羽郡、古志郡、北魚沼郡、中魚沼郡、南魚沼郡）を営業圏とするようになった。

「結果的に」と記述したが、六十九銀行は合併・買収にあたって、対象銀行の財務内容や株主構成と合わせて立地条件（とくに取引先の企業や地域の地場産業）を重視していた。同じ中越地域ではあるが、三島郡、刈羽郡や支店の展開した下越地方南部の南蒲原郡や西蒲原郡は米作中心であるのに対して、古志郡は石油産業、北魚沼郡、中魚沼郡、南魚沼郡では織物業が盛んであった。この点で、六十九銀行の経営方針は、大正期までは石油産業を中心に長岡市の商工業を取引相手とし、その後、三島郡、南蒲原郡、西蒲原郡の中小都市に進出し、米穀金融を手がけ、さらには北魚沼郡、中魚沼郡、南魚沼郡での織物業にも対象を広げるといった内容になっていた。また営業圏の広さも、新潟県域には及ばなかったものの、南北方向に約100km、東西方向に約30kmの範囲に及んでいた。これは先述した第一合同銀行の支店展開の範囲が広島、香川、兵庫を含めて南北、東西方向とも約100kmの範囲に収まっていたことと比較すれば、遜色が無いといえる。この点で、六十九銀行は新潟県や大蔵省からみれば「地域エゴ」ともとれる対応をしたが、地方銀行の経営規模から見れば、当時の政策に対応しつつある種、合理的な規模（資本金、支店数、営業圏）を選択したといえる。

c. 六十三銀行の場合

最後に長野県の六十三銀行を取り上げる。長野県における地方銀行の支店展開と銀行合同は複雑な内容を持つ。同県は新潟県や兵庫県、静岡県と並んで銀行数の多い府県であった。加えて、その資本規模が零細であり、大蔵省などの金融当局は、長野県において合併による銀

行整理を進める意向を持っていた。しかし後述するように、長野県における銀行合同は失敗もあり、全県域がひとつつの銀行の営業圏になったのは、1943年の金融統制令による強制合併後であった。そこで前2つの県と同じ時期における銀行合同と支店展開について、六十三銀行を事例にみていくことにする。そして長野県と前2つの県との共通点と相違点を指摘することにする。なお、六十三銀行は1931年に、同じ長野県内の第十九銀行と合併し、現在長野県に本店を置く地方銀行の八十二銀行の母体となった銀行である¹⁴。

図6に六十三銀行の支店展開を、支店の開設時期を区分して示した。1909年までの本店・支店はその大半が長野盆地に限られており、南北50km、東西30km程度の範囲に収まっている。例外となるのは松本、小諸、宮川、飯田、軽井沢（夏季のみ開業）の5店舗である。各店舗間の距離も密であり、岡山県の第一合同銀行成立時の店舗配置と類似している。

つぎに、地方銀行の合併奨励の強制力が弱い段階（1910～1922）における支店展開は、銀行合同を中心にしてその範囲が拡大する。まず長野盆地北部に支店を開設するとともに、上田、中込といった東信地域の主要都市に店舗を展開した。同時に松本盆地における銀行合同による支店展開を積極的に行ない5店舗開設した。また諏訪盆地にも同様の手法で3店舗を開設し、営業圏を拡大した。この時期の開設店舗間の距離も近く、岡山県や新潟県ではあまりみられない特徴である。もうひとつこの時期の特徴として、新潟県内に支店を展開している点である。上越地方（中頸城郡）の中小銀行2行を合併し、5店舗を開設した。また合併した長野県内の銀行が新潟県に支店を開設していた関係で、さらにもう1店舗、新潟県に支店を持つことになった。こちらは第一合同銀行と同じように、県域を超えた営業圏の形成をすすめたといえる。

銀行合同が強制されるようになった1923年以降はむしろ支店の開設数、銀行合同数は減っている。この点は岡山の第一合同銀行と類似する。ただし、銀行合同による支店開設が行われたのは、大町、松本（3店舗目）、中野、丸子などであり、県内の主要都市をおさえる形となっている。この点では、先に県内主要都市に支店を開設した第一合同銀行とは異なっている。

最終的な六十三銀行の営業圏は、飯田支店や伊那支店を例外とすれば、南北約120km、東西約50kmの範囲に収まる。これは岡山県の第一合同銀行や新潟県の六十九銀行とも大差の無い範囲といえる。すべての府県、地方銀行での確認を行っていないが、およそ100km四方前後が大正期から昭和期をつうじて、地方銀行が合理的な

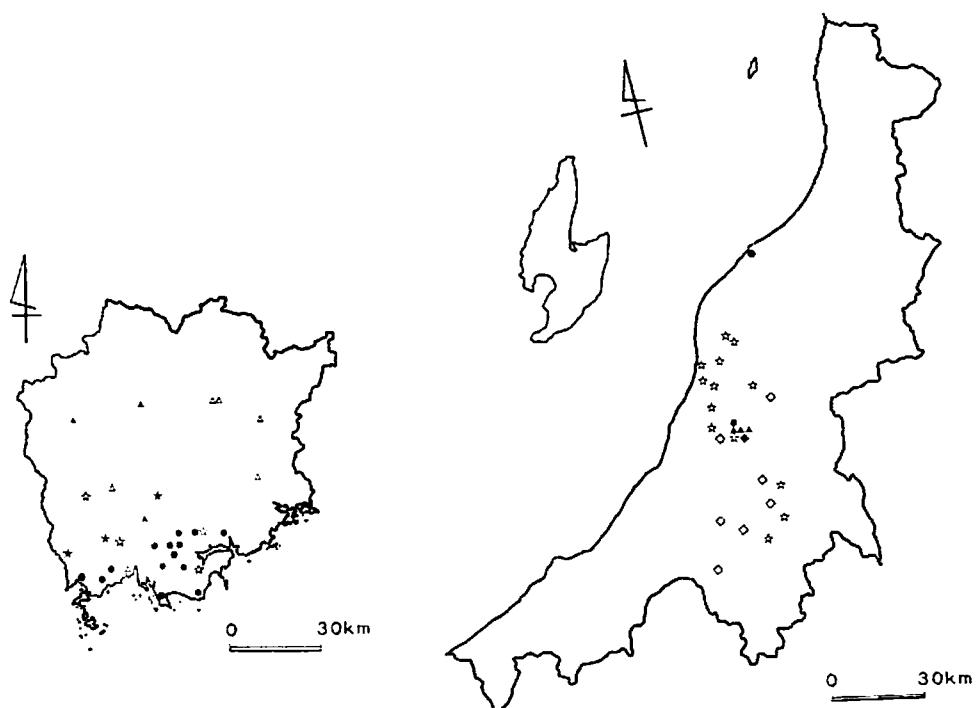


図4 第一合同銀行の支店展開(1919~1932)

資料：銀行総覧第30~39回

図5 六十九銀行の支店展開(1909~1943)

資料：銀行総覧第30~50回

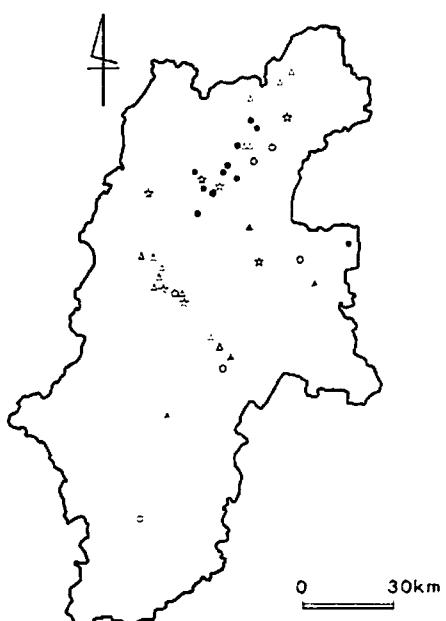


図6 六十三銀行の支店展開(1909~1932)

資料：銀行総覧第30~39回

凡例および注記

- 1909年までの新設支店及び本店（第一合同銀行の場合は、1919年合併時点の支店及び本店）
- 1909年までの合併による開設支店
- ▲ 1922年までの新設支店
- △ 1922年までの合併による開設支店
- ★ 1932年までの新設支店
- ☆ 1932年までの合併による開設支店
- ◆ 1943年までの新設支店
- ◇ 1943年までの合併による開設支店

注1：第一合同銀行は1923~32年の間に県外支店として香川県7店舗、広島県4店舗、兵庫県1店舗を合併により開設している。

注2：六十三銀行は923~32年の間に県外支店として新潟県6店舗を合併により開設している。

注3：第一合同銀行と六十三銀行は1932年に合併しているので、それ以降の支店展開は示していない。

注4：図4～図6は同一縮尺である。

経営を行える物理的な範囲の限界と考えることができる。また新潟県の六十九銀行同様、六十三銀行も全県域を営業圏としなかった。これはそれぞれの県域が、前述の 100km 四方前後を越える規模であったことが原因である可能性を指摘できる。その一方で、支店間の距離は第一合同銀行や六十九銀行に比較して密といえる。これは長野県の地域的な条件、とくに養蚕業と製糸業が盛んであったことと関連していると考えられる。

3. 銀行合同による支店網形成による地域形成

3.1. 銀行側からみた「地域形成」観

これまでみてきたように、1910 年以降、地方銀行による支店網形成はある程度すんだものの、銀行合同政策とあわせてみた場合、政策的意図とはかなり異なる対応が取れてきたいことがわかる。新潟県の六十九銀行は 1920 年代まで銀行合同に消極的であったばかりか、その合同範囲も、本店所在地の長岡を中心にして、地域的な市場圏の範囲に収まっていた。六十三銀行はある意味全県的な合同を目指した部分もあったが、長野県全体でみた場合、第十九銀行との合併直前の時点でも、合併に応じない銀行が、六十三銀行の営業圏内に多数存在した。また第一合同銀行の場合、逆に香川県や広島県に合併対象となる銀行を求め、結果として県域を越えた支店網が形成された。こうした地方銀行の行動は、どのような経営原理あるいは経営理念にもとづいていたのであろうか。従来の研究では銀行経営の面からこの点について解説が行われることが多かった。しかし、地方銀行経営者の多くは、同時に同じ地域の諸産業や流通に深く関与し、場合によっては地方議会の議員や、政党員としてさまざまな政治的利害の関係者であったことを考えれば、銀行経営の侧面からだけでは、当時の地方銀行の行動は説明できない。そこで、ここでは地方銀行経営者やそれにつながる人々の価値観や国土觀などを通じて、当時の地方銀行の行動を解明していく端緒を得たい。ただ、地方銀行経営者やそれにつながる人々の価値観や国土觀を直接証明する資料というものは存在しない。対象とした 3 つの銀行は、現在も経営を続けている地方銀行の母体行であるので、それぞれの歴史などを繙くことで、ある程度、上記のような判断基準に触ることはできるが、一定の資料吟味は必要である。そこで、既出の銀行に関する資料を中心としながらも、よりひろく当時の地方銀行経営者やその関係者の価値観や国土觀を示す資料をあげていくこととする¹⁵。

まず、銀行合同が政策化される以前における、地方銀行設立の考え方を示している資料をあげる。

《資料 1》

「(前略) 両銀行 (信濃商業銀行と十四銀行の支店) は其の株主の本郡にあるもの僅かに指を屈するに過ぎず、故に両支店の利益は専ら他郡人を利するの料となり、本郡民は少しく金融の便を得るの感あるも、其の実は日に月に福利を他郡に吸収せられつつあるを思へば、転た寒心に堪えざるものあり。(後略)」¹⁶

《資料 2》

「(前略) 一両年来松本其の他に各銀行陸続本郡各地に侵入し頻りに支店の設置を見るも、其の資本は悉く他の専有にして利益は彼等の吸収する処となり、地方資力は徒に其の利益の犠牲たるに過ぎず(中略) 爰に於てか、同志相謀り斯の弊害(一郡内に複数の小銀行が乱立すること)を未萌に防ぎ一郡の一致協同を以つて一大銀行を創立し、遠く京浜地方に羽翼を伸し地方経済の枢機を握り、彼の外資を駆逐し地方金融の途を開き以て交通機関と相応し其の運転宜しきを得ば、實に民力増進の資となり。(後略)」¹⁷

ここで注目されるのは、つぎの 2 点である。まず、外部資本の銀行は地元の利益を吸収するものであるというとらえ方である。銀行が開設されることによる資金融通や決済サービスよりも、預金吸収による資金流出に懸念がおかされている。もうひとつは地元資本の銀行設立により、地方産業の近代化が促進され、経済が活性化されるという認識がある。とくに後者は「一郡の一致協同を以つて一大銀行を創立し、遠く京浜地方に羽翼を伸し」とあり、資本の合同の優位性を認識しつつ、地元資本による経済活性化、近代化の推進をうかがわせている。地方銀行乱立の要因はいくつか考えられるが、地方における外部資本への排他性と、地方産業の近代化に対する要求の大きさをあげることができよう。

こうした、排他性や地元優先主義(地域エゴ)は、銀行合同政策が強制力を持って推進された 1910 年代でも、政策遂行に強い影響力を与えるほどであり、かなり根強く残存した。それを示すのが資料 3 である。

《資料 3》

「今般全国に亘り銀行合同の具体案作成方御案内意見之候に就いては、貴管内の全銀行(取引先外を含む)に付合同の理想的案、実行可能の限度、実行順序其他関係事項に関し御意見承知致度、乍御手数至急御回示相顧度此段得貴意候(中略) 管内一行に到達せしむる

こと理想なるへし。然れども飯田銀行の如く多年頑として応せざりしもの漸く今春三行合併に漕付け未だ態勢の充分整わざるものあり。又管内各地相互間の交通不便なるに加え旧幕時代よりの割拠の伝統未だ残存し各地人情に差異あるのみならず、各都市郷土間の嫉妬競争心の熾烈なること亦無視し難く、速急に管内一行迄整理せしむるは徒に摩擦を大ならしめ地方経済界への影響面白からざるものあるへし。（後略）」¹⁸

銀行合併による支店網形成は、1910年代以降、地方銀行にとって重要な課題になったが、同時にすべての地方銀行がこれに応じなかつた原因のひとつに、上記の排他性と地方近代化への要求があつたと言える。同時に銀行合併を進める場合、こうした価値観や国土観に配慮する必要があり、これが各地の銀行合間にさまざまな影響を与えた。

《資料4》

「本行の如き預金の多額あるものは、其の運転を付ける為に、余金ある場合は東京に回送し、其の入用ある場合は取付けを為す等の機関に備ふるものにして、是迄の通り地方のみにては円満の働きを為す能はず。故に中央都會に新設し、大いに金融上に利便を與えんとする」¹⁹

《資料5》

「南安銀行の内容は極めて堅固にして、小銀行になるに拘らず弐百万以上の預金を有し、殊に南安曇地方は有望の土地にて先年來支店設置を希望し居りたる場合、今回両銀行協議の結果対等の条件にて合併し、其の資産中より弐万五千円を割き、南安銀行役員および使用人に分配すべき手当金として扣除することを承認したり。尚本行は有価証券等に於ける八拾万円以上の隠れたる財産ありて、南安銀行にては如此好財産なし。然らば何故に対等とするやの疑問起きるべくも、要は地盤の貧富に鑑み之を決定すべく、地盤の良否は預金の多少にても略ば知るを得べし。旁財産に多少不足ありとするも好地盤を得れば償うて余りありと認め、幾分譲る所ありたるなり。」²⁰

《資料6》

「当銀行は広く県下に支店を有して居りますが、未だ県下枢要の地に洽く有している訳でもありませんので、地方金融機関として貢献いたしますには、各郡の経済的中心地に支店を持ちたいと常日頃考えてお

ったのであります。別して大町と中野は種々の取引関係より切実に之を希望して居つたのであります。故に今回安田銀行よりの御話しこそに双方の好都合と致す處でありました」²¹

資料4は銀行合併の資料ではないが、当時の地方銀行経営者の考えの方を示すものとしてあげた。地方銀行経営者とそれにつながる人々は、一方では地方の利益に強い関心を持ったが、同時に銀行経営については合理的で柔軟な考えを持っていた。ここでは地方だけの資金循環では資金の需給バランスがとれないことを認識していることがわかる。当時はこれ以外にも「預金は借金であるので、必要以上に集める必要はない」として、預金獲得に消極的な銀行や、支店展開を控える銀行もあった。そのため、合併による支店網拡大においても、単純な量的拡大ではなく、支店開設の効果を吟味した上で合併が行われた（資料5）。この場合、新たに組み込まれる被合併行の経営基盤の良否はもちろん、支店の立地条件（都市機能の集積度など）も検討対象となった（資料6）。

3.2. 地方からみた「地域形成」観

一方、地方銀行に関わる地域住民や地方行政の担当者は、地方銀行の合併や支店網拡大をどのように評価していたのであろうか。先に挙げたような外部資本への排他性とともに、つぎのような特徴があった。

《資料7》

「一方、脇野町村では『両行（脇野町銀行と六十九銀行、報告者注）の合併により脇野町銀行は救われたとしても、地元経済界には不便不利を齎すのではないか』との不安が強かつた。しかし、合併披露会の席上、専務取締役近藤勘治郎が、『わが六十九銀行の経営方針は、その地元経済界、金融界の情勢を基調として元脇野町銀行の経営方針をそのまま踏襲し、脇野町支店支配人に元脇野町銀行専務取締役河内道教を當てる』と発表したことから好感をもって迎えられた。」²²

《資料8》

「（前略）ところが、両行（第四銀行と寺泊銀行のこと、報告者注）の合併交渉はなかなか折り合わなかった。昭和3年に入ると、寺泊銀行は、一転して六十九銀行と合併交渉を開始した。同行が合併先を第四銀行から六十九銀行に変更した経緯は、つぎの一文が明快に伝えている。

『大正十一年燕銀行は第四銀行に合併された。そしてやがて、第四銀行と寺泊銀行の合併の話が持ち上

がってきた。そして、ほとんど決定してしまった。田野さん(寺泊銀行燕支店長、田野三右衛門)は、日ごろ一つの町に一つの銀行では、町を発展させることはできない。という考えを持っていた。(中略)ところが、寺泊銀行が第四銀行に合併してしまうと(中略)第四銀行の独占になって、結果的に町が発展しなくなると考えた。(中略)さいわい重役たちは田野さんの意見に耳を傾けた。寺泊銀行は六十九銀行に合併することになったのである。』(『日本洋食器史』 挿吉右エ門著、昭47.5刊)

また、寺泊は長岡の門戸として古くからその経済圏にあり、寺泊の発展を図るには新潟と結びつくよりも長岡との交流を深めることが、より得策であるからと考えたからでもあった。

要するに、地域経済の発展という立場から、第四銀行との合併に寺泊銀行の取引先、株主が反対して暗礁に乗り上げ、六十九銀行との合併機運が醸成されたのである。』²³

資料7は1927年(昭和2年)に六十九銀行に合併した脇野町銀行の合併にかかる前後の状況が示されている。ここでは、地域住民、とくに被合併行と利害関係にあった人々の合併に対する不安と、それに対する合併行側の対応がみてとれる。とくに被合併行の経営陣を支配人の形で残留させることで、不安の払拭に努めている。地元資本の銀行がなくなることは1927年時点でも地元経済における打撃という認識がつよかつた。

資料8は、株主や取引先という形で地方銀行にかかわる人々が、合併先の銀行を変えさせた事例である。ここでも資料7同様に、地方銀行の利害とともに、地域の利害が重要視されている。引用は控えたが六十九銀行は寺泊銀行の合併後、株主に対して欠損金を控除した後の精算金支払いにあたっても、精算金が少ないとから、改めて特別に交付金を旧寺泊銀行株主に支払っている。こうした点からも、地元銀行の消滅に対する地域住民の抵抗感の大きさと、それに対応する合併銀行側の配慮がみてとれる。

つぎにあげる資料9は、こうした地元銀行消滅を忌避する地域住民の考えが、国の政策を変更させた事例である。やや長くなるが、前後関係を示す部分をすべてあげさせてもらう。

《資料9》

「(前略)昭和16年9月6日、松田耕平(長岡市長)、坂井新次(長岡商工会議所副会頭)、神山栄一(同)、

田村文吉(長岡工業会長)、池田忠蔵(長岡実業連合会長)の5名は、長岡商工会議所に参集し、六十九銀行頭取鷲尾徳之助(長岡商工会議所会頭)、長岡銀行常務取締役山口健造(前長岡商工会議所副会頭)の来所を求め、両行の合併問題について事情を聴取し、懇談するところがあった。

鷲尾頭取は『両行としては、極力単独合併(六十九銀行と長岡銀行の合併のこと:報告者注)の実現に努め、大蔵省に対し多方懇願したるも、一行一県に対する当局の方針は日を経るごとに強硬になり、昨今の情勢にては単独合併は到底認められるべくもあらず、結局、一県一行の方針に従うのほかに致し方なかるべし』と、その苦衷を開陳した。これに対し、当日の参集者は大いに驚き『長岡市より本店銀行を失うことは、事業界にとって影響少なからず、由々しき大事なれば、本問題をひとり銀行当事者のみの交渉にゆだねておくは心もとなし。この際、在京の郷土出身有力者に呼びかけ、銀行側に呼応して、あくまで単独合併実現を期し、局面打開を図ることこそ刻下の急務なり』と率直な意見を表明した。

かくて、同年9月17日、松田耕平、石山賢吉(ダイヤモンド社長、新潟県人会常務理事)、池田忠蔵、田村文吉、坂井新次の5名が日本銀行本店、大蔵省に出向いて『陳情書』を手渡し、長岡市に本店銀行を存続させるように嘆願した。

陳情書の要旨は

- (1) 新潟県は大県で深雪地のため、あらゆる施設機構が3ブロックに分割されていること
- (2) 六十九・長岡銀行両行の歴史は古く、文化の中核として地方開発に貢献してきたこと
- (3) 長岡に本店を有する両行が合併すれば、他県の一県一行または二県一行にも匹敵する有力銀行になり得ること
- (4) 長岡は県下における商工業の中心であることを考慮すると、画一的な一県一行主義が強行されれば、地方産業はその発展を阻害され、かえって高度国防国家建設のために逆効果となることを憂慮すると述べ、六十九銀行と長岡銀行の合併による本店銀行存続の必要性を切々と訴えるものであった。(中略)

一方、16年秋、当時、長岡の有力者の一人であった反町栄一は、在京中の海軍大将山本五十六に両行の単独合併実現に尽力を懇請した。その際、山本大将は、『不正不義にあらざるかぎり、郷里のために尽くすは当然なれば、できるだけのことはしてやろう』の述べ

たと伝えられている。翌17年1月中旬ごろ、末次、米内、及川3大将などを囲んで山本大将を語る会が東京で開かれた際、反町も郷里関係を代表して出席した。その席上、反町は、たまたま同席した大蔵大臣賀屋興宣に対して単独合併の実現に尽力を懇願した。これに對して賀屋蔵相は、『山本さんのお頼みなら』と了解され、議会終了後にでも両行当事者同道して直接陳情してはどうか、と勧めたといわれている。（後略）²⁴

ここで注目されるのは、府県領域に縛られない経済圏の視点が第一に挙げられていること、郷土出身者、ここでは山本五十六に協力を仰ぐことである。まず独自の経済圏に対する認識であるが、これは地域経済重視の考え方を、地理的に拡大させ、一定の範囲を同一の利害関係で結ばれた地域と認識することであった。もちろん、こうした経済圏には銀行間の取引関係や地域の産業構造が関わることになるが、資料4～6にあげたような銀行経営者側の認識どならんで、地域住民の代表的立場にある市長や商工会議所関係者も類似した経済圏を認識していたことがわかる。こうした認識は、さまざまなかたちで忌避、抵抗されながらも、地方的合同が一定の成果を挙げた要因のひとつにあげてよい。

同時に、こうした経済圏の認識は、地方行政を担当する府県や日銀関係者にも共有されたものであった。つぎの資料10は、新潟県が構想した銀行合併であるが、ここでも地域ごとの経済圏の合併が前提となっている。

《資料10》

「県当局が推進役になり、1921年に県下貯蓄銀行合同研究会、1923年に県下銀行合同協議会が組織される。銀行合同に関しては1923年に県の提案としての銀行合同協議案を提出している。その内容は、①普通銀行は上越、中越、下越の3地方により合同を行うこと、②前項によりがたい特別の事情あるときは地方協議会において協定すること、③合同の協議を行うため第1項の地方により地方協議会を開催すること、④上記協議会の斡旋を行うため、地方委員をあげること、⑤貯蓄銀行は1行に合同する見込みをもって当該銀行において協議すること、の3点であった。」²⁵

つぎに、郷土出身の有力者の協力では、直接、利害関係のない郷外者の場合でも、地元経済を守ることに対して価値観や政治的なはたらきかけの方針を共有している点が注目される。ここでは山本五十六が、いわば口利きに近いことを通じて、政府（大蔵省）に政策変更をの

ませている。この点で銀行の地方的合同が進められた大正期から昭和初期において、地域経済や地方ごとの経済圏というものは、その地域住民や出身者に広く認識されるものであったといえる。

4. むすびにかえて

第一次世界大戦(1914～18)以降の地方的合同と銀行支店網形成に対する、地方銀行経営者、地域住民及び地方行政担当者による評価は、つぎのような特徴があった。

まず、府県によって合併の進行状況が一様でなかった原因のひとつに、県域の大小が要因として挙げられる。とくに中心都市（県庁所在都市）を中心とする距離関係が重要であったと。岡山県の場合、中心都市の岡山から半径50kmの範囲でほぼ県域をおさめることができる一方、新潟県や長野県ではこれができなかった。このため複数の中心都市が併存し、それぞれの都市を中心とした銀行合同の枠組みがつくられた。

事例にあげた3つの銀行でも同様のことが確認されている。六十九銀行の場合、営業圏は、新潟県域には及ばなかったものの、南北方向に約100km、東西方向に約30kmの範囲に及んでいた。六十三銀行の営業圏は、飯田支店や伊那支店を例外とすれば、南北約120km、東西約50kmの範囲に収まった。これは第一合同銀行とも大差の無い範囲であり、すべての府県、地方銀行での確認を行っていないが、おおよそ100km四方前後が大正期から昭和期をつうじて、地方銀行が合理的な経営を行える物理的な範囲の限界と考えることができる。

こうした地方的合同の限界を規定した要因は何であったのか。当時の通信、交通手段の物理的限界、たとえば、その日のうちに本店から必要な要員を派遣できる時間距離や、電信の配達範囲が考えられるが、同時に地方銀行設立を促した、当時の国土観や地方経済への理解のあり方が、こうした合同の限界を生み出したのではないか。とくに明治期の地方銀行設立が盛んに行われた時期における、地方銀行設立者や同経営者の、地方経済、地方産業の近代化に対する強い欲求が、銀行合同が強制的に進められるようになった戦時体制期まで残っていたことは注目される。また、地方銀行経営者や株主だけでなく、銀行の取引先においても同様の価値観を共有していた。その結果、銀行合同の進行は、銀行側の合同政策に対する合理的な判断だけではなく、各利害関係者の意向を強く反映する結果になった。とくに外部資本への排他性と、それをベースにした府県領域に縛られない経済圏への視点は、銀行合同を推進する上で、中核となるコンセプトとなつた。また、こうした考え方は、地方行政

を担当する府県や日銀関係者にも共有されるものであった。

今後の課題としては、上記のような府県領域に縛られない経済圏への視点の形成過程の解明がますあげられる。これは地方の近代化と、それに対する地方の資産家や企業家の評価、将来構想を解明していくことであきらかにできると考えられる。またこれとは別に、日本全体の国土構想と関連して、地方銀行経営者やその利害関係者が共有していた価値観や国土観が銀行合同政策に与えた影響および、地方銀行経営者らが政策形成あるいは政策決定にどのように関わったのかを解明することも重要になる。とくに明治中期以降、制限付きながら議会制が導入され、銀行合同政策が推進されるようになった大正期以降は、地方の利害が政党活動を通じて政策に反映させることができた。その点で、地方銀行経営者らが政策形成あるいは政策決定に関与する機会は多かったと考えられる²⁾。ここでも地方の資産家や企業家の地方の近代化と、それに対する評価、将来構想の解明が重要になってくると思われる。

付記：本稿は科学研究費補助金「公権力の空間認識に係る近代歴史地理学的研究」（課題番号 17320130）の一部を使用した。

- 1 石井寛治（1999）『近代日本金融史序説』東京大学出版会、後藤進一（1981）『昭和期銀行合同史』、金融財政研究所
- 2 正確な初出は不明な点があるが、明治30年代には渋沢栄一などの銀行家や経済学者の間で「イギリス式の大銀行」経営を一つのモデルとして取り上げて議論が行われている。前掲1 石井（1999）および後藤（1981）を参照
- 3 前掲1 後藤（1981）
- 4 白鳥圭志（2006）『両戦間期における銀行合同政策の展開』八潮社
- 5 前掲1 後藤（1981）、前掲4 白鳥（2006）
- 6 銀行合同の地域的単位として府県が果たした役割については前掲4 白鳥（2006）ほかを参照されたい。なお府県の空間的規模や地域性と銀行合同の関係を扱った研究は少ない。この点に関しては今後の研究課題としたい。
- 7 阿部俊和（1991）『日本の都市体系研究』、地人書房、前掲4 白鳥（2006）
- 8 前掲1 後藤（1981）、川崎俊郎（2008）「地方銀行経営者からみた「地方」と銀行合同政策」、日本地理学会2008年春季学術大会シンポジウムにて発表（日本地理学会発表要旨集 Vol. 2008s (2008) 255 リンク）
- 9 川崎俊郎（2008）「長野県東信地域における地方金融機関の支店展開～明治初期から昭和恐慌期を中心に～」、

研究紀要第48号 71～78 リンク

- 10 創立50周年記念誌編纂委員会（1980）『中国銀行五十年史』、中国銀行
- 11 八十二銀行（1978）『八十二銀行史』八十二銀行、八十二銀行（1985）『八十二銀行五十年史』八十二銀行
- 12 前掲8 中国銀行、以下第一合同銀行に関する合併関連の記述は同所による。
- 13 北越銀行行史編纂室（1980）『創業百年史』、北越銀行。以下六十九銀行に関する合併関連の記述は同所による。
- 14 前掲9 八十二銀行（1978）、（1985）、以下六十三銀行に関する合併関連の記述は同所による。
- 15 その一部については、前掲6 川崎（2008）においてふれた
- 16 長野県史刊行会（1990）『長野県史近代資料編6 商業・金融』、長野県 612～613 リンク、資料番号 254 「木曾銀行設立主旨書」、明治32年
- 17 長野県史刊行会（1990）『長野県史近代資料編6 商業・金融』、長野県 613～614 リンク、資料番号 255 「上伊那郡伊那町有志総代への銀行創立の呼びかけ」、明治33年
- 18 長野県史刊行会（1990）『長野県近代史資料編6 商業・金融』、長野県 655～656 リンク、資料番号 291 「松本支店宛管内銀行合同具体案作成方日本銀行考查部通知」、昭和15年
- 19 前掲9 八十二銀行（1985）86 リンク
- 20 前掲9 八十二銀行（1985）87 リンク
- 21 前掲9 八十二銀行（1985）93 リンク
- 22 前掲11 北越銀行（1980）273 リンク
- 23 前掲11 北越銀行（1980）285 リンク
- 24 前掲11 北越銀行（1980）472～474 リンク
- 25 第四銀行（1974）『第四銀行百年史』、第四銀行 269 リンク
- 26 科学研究費補助金「公権力の空間認識に係る近代歴史地理学的研究」（代表者：山根拓（富山大学））の共同研究テーマの一環として研究を進めている。